

USPTO、特許適格性に関する審査便覧への意見募集の期間を延長

2022年9月1日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

USPTOは、9月1日付の官報¹で、特許適格性（特許法第101条）に関する審査便覧第2106章²に対する意見を募集すると発表した。USPTOのVidal長官は7月25日付のブログ記事³で適格性に関する明確性向上のために審査便覧に対する意見を9月15日まで募集していたが⁴、適格性に関する圧倒的な関心を考慮し、10月15日まで期限を延長し、意見を募集するとしている。

官報による正式な意見募集の形になったため、今後の意見提出はFederal eRulemaking Portal⁵を通じて行うこととされたが、これまでに電子メールで提出された意見についても同様に考慮されるとしている。

官報では、上述のブログ記事と同様に、近年のUSPTOによる審査便覧の改訂などの取組により適格性に関する審査の一貫性は向上してきたものの、さらなる改善のために審査便覧を見直しているとして、意見の提出を呼びかけている。

適格性に関しては最高裁判所による審理が期待されていたAmerican Axle & Manufacturing (AAM) v. Neapco事件の裁量上訴を6月30日に最高裁が却下した⁶ことで、USPTOによる対応への期待が高まっている。

(以上)

¹ Submission of Comments Regarding the Patent Subject Matter Eligibility Guidance

² <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2106.html>

³ <https://www.uspto.gov/blog/director/entry/providing-clear-guidance-on-patent>

⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220727.pdf

⁵ <https://www.regulations.gov/document/PTO-P-2022-0026-0001>

⁶ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220630_1.pdf